

判断力・他者・責任性

—カントの判断力理論と「政治的判断力」論—

山口 匡

Tadasu YAMAGUCHI

学校教育講座

0. はじめに

判断力は特殊(個)と普遍(全体)をつなぎ、その関係を反省する能力だといえることができる。一方、判断力の養成・成熟は、個人と他者(共同性・共同体)との「あいだ」の形成を意味する。判断能力がなければ、自他の区別や他者を考慮した判断はできず、個人をとりまく多数の他者が存在しなければ、判断力はそもそも意味をなさない。問題は、この能力の養成・成熟がどのようになされるのかにある。カント(Kant, I., 1724-1804)は、*「判断力の成熟は教え込むことができない」と明確にとらえていた⁽¹⁾*。カントのいう「教育の最大の問題」⁽²⁾とは、実にこの事態の論理的説明を要求するものである。また、その論理的説明が不可能なのであれば、判断力の概念とともにわたしたちは、ボルノー(Bollnow, O. F., 1903-1991)がカントに読みとった「教育の可能性の限界」⁽³⁾を見いだすことになる。しかも注意すべきは、そのことが、ひととひととのあいだにおける教育的働きかけの第一歩が空白のままに残されるという事態を指し示しているということである。

人間形成をひととひととのあいだの形成と和辻哲郎(1889-1960)流にとらえることができるならば⁽⁴⁾、「教育可能性」とは、たんに個人内部の性質や素質といったものではありえず、ひととひととのあいだにある可能性を意味することになる。つまり、この概念は他者ないし共同性・共同体を所与としてはじめて導き出されるということである。

ところで、教育的働きかけの第一歩が空白なのであるとすれば、そのとき、「教育可能性」とは何であるのか。また、それにもかかわらず、人間が他者関係・共同性のなかで責任性を問われるのはなぜなのか。—おおよそ以上のように、わたしたちのテーマは確定されることになるであろう。

さて、カントの教育思想を敷衍し、「判断能力の成熟」という教育目標の内実を分析するための予備的考察によってえられた、拙論の基本的態度ないし問題提起は次のことであった⁽⁵⁾。「判断能力の成熟」という「成年」思想は、とりわけ、「実践的な反省関係」における「判断力の任務」、すなわち「実践的判断力の反省的次元」にかかわる問題であり、「責任性」の概念を本質的

契機として含むが、このことは、判断力本来の「他者指向性」にもとづく。こうした教育学的問題設定における「実践的判断力の反省的次元」の解明にたいして、アレント(Arendt, H., 1906-1975)の『カント政治哲学の講義』とベイナー(Beiner, R., 1953-)の『政治的判断力』によって輪郭をかたどられた「政治的判断力」論は、いまなおきわめて有益な視座を提供している。ここでの「政治的(political)」の語が広く人間相互の社会的自由にかかわるものを意味していることから⁽⁶⁾、「政治的判断力」論のテーマが「教育」にかんしても重要な示唆を含んでいることはむしろ当然であろう。そこで拙稿では、「政治的判断力」論の理論構成をカントの判断力理論との相互分析を通して考察してゆくことにする。

まず、「政治的判断力」論が立論の出発点とするカントの判断力理論および「共通感覚」論の要点を整理する。あわせて、必要なかぎりでの「判断力」理論のあいだの根本的相違を指摘したい⁽¹⁾。次に、「政治的判断力」論によるカント批判を人間形成論的観点との連関において分析するが、そのさい中心論点となるのは、判断力の「他者指向性(other-directedness)」(アレント)⁽²⁾と「責任性(responsibility)」(ベイナー)⁽³⁾である。最後に、今後さらに取り組みべき課題を整理しておくことでひとまずの結びとしたい⁽⁴⁾。

1. カントの判断力理論と「共通感覚」論

ベイナーによれば、「政治的判断力」論が依拠するカントの判断力理論の本質的要素は次のように要約される⁽⁷⁾。第一に、『判断力批判』(1790)の序論で定式化され、また『論理学』(1800)のなかでも定義されたような、「規定的判断力」と「反省的判断力」の区別がある。第二に、『判断力批判』第一部「美的判断力の批判」のなかで、とくに第39節と第40節で展開されたような、「拡張された思考様式」「共通感覚(sensus communis)」等の概念がある。第三に、『諸学部争い』(1798)第二部「更新された問題」にあらわれるような「注視者」の概念がある。この概念はすでに、『美と崇高の感情にかんする観察』(1764)でも見いだされる。第四に、『実用的見地における人間学』(1798)では、社会的趣味にかんするかなり長い論述がある⁽⁸⁾。第五

に、「理性の公的使用」という観念があり、その逆説に満ちた論述が『啓蒙とは何か』(1784)に見いだされる。最後に、『理論と実践』(1793)や『教育学』(1803)のような他の著作に、判断力についての言及が散見される⁽⁹⁾。

ともあれ、まずアレントが「政治的判断力」論を構想するさいに、とりわけよりどころとしたカントの思想は、『判断力批判』で論じられた「共通感覚」の概念と「判断力の格率」であったといえよう。それゆえ、必要なかぎり、カントの「共通感覚」論と判断力の理論を整理し、「政治的判断力」論との異同をおさえておきたい。

カントは次のように述べる。「趣味判断(Geschmacksurteil)」「美的判断(ästhetisches Urteil)」は「あらゆるひとに賛同をあえて要求する」(V237)。なぜなら、「ひとは、それに対するすべてのひとに共通なある根拠をもっているからである」(ibid.)。それゆえ、趣味判断は「ある主観的原理をもっていなければならない」(V238)が、趣味判断のうちに見いだされるこのような条件づけられた必然性の根拠は「共通感覚(Gemeinsinn, sensus communis)」といわれる(ibid.)。ところでカントは、この「共通感覚」の概念を「普通の悟性[常識](der gemeine Verstand)」から峻別する。というのも、前者は、「なにが満足を与えるか、それとも不満足を与えるかを概念によってではなく、感情(Gefühl)によってのみ、それでも普遍妥当的に規定する」のにたいして、後者は、「つねに概念(Begriff)にしたがって判断するからである」(ibid.)。

「それゆえ、ある共通感覚が存在する(しかしこの共通感覚によってわれわれは、外的感官を理解しているのではなく、われわれの認識能力の自由な戯れ(das freie Spiel)から生じる結果を理解している)という前提のもとでのみ、繰り返すが、こうした共通感覚という前提のもとでのみ、趣味判断は下されることができるのである。」(ibid.)

カントはこの「共通感覚」の存在を認識および判断が「普遍的に伝達されうる」という事実から導出する。「感情の普遍的伝達可能性(Mitteilbarkeit)は、共通感覚を前提する。……共通感覚は、われわれの認識の普遍的伝達可能性の必然的条件として想定されうる。」(V239)それゆえ、「われわれは、この感情を個人的感情(Privatgefühl)としてではなく、公共的な感情(gemeinschaftliches Gefühl)として根底に置く」(ibid.)、すなわち、異なる判断主体のあいだの同意として導入する。したがって、美しいものにかんして判断を下す者は、つねにある規範的要求を主張していることになる。つまり、「私は、ここでは私の趣味判断をこの共通感覚の判断の一つの実例(Beispiel)として指

示するのであり、この共通感覚のゆえに私は、私の趣味判断に範例的(exemplarisch)妥当性を付与する」(ibid.)のである。「共通感覚」の理念は、わたしたちの判断にたいしてわたしたちが普遍的合意を要求する(ansinnen)ためのひとつの超越論的要件としてとらえられている。換言すれば、「共通感覚というこの未規定な規範は、われわれによって現実に前提されているのであって、われわれが趣味判断をあえて下すという僭越は、このことを証明しているのである」(ibid.)。

ところで上述のように、カントは『判断力批判』第40節で、「趣味」の意味における「共通感覚」としての「美的共通感覚(sensus communis aestheticus)」と、「普通の人間悟性」を意味する「論理的共通感覚(sensus communis logicus)」との区別(V295 Anm.)について詳述している⁽¹⁰⁾。

「普通の人間悟性は[常識]は、たんに健全な(まだ開化されていない)悟性として、人間という名称を要求するものにだけ期待されうるものの中で最小限度のものとみなされている。それゆえまた、この普通の人間悟性は、共通感覚(Gemeinsinn, sensus communis)という名称が付与されるという、いかがわしい名誉をもっている。しかも、普通[共通](gemein)という言葉は、いたるところで見出される卑俗なもの(das Vulgare)というほどの意味で理解されている。しかし共通感覚(sensus communis)は、ある公共的な感覚(gemeinschaftlicher Sinn)の理念、すなわち、次のような判定能力の理念と理解されなければならない。この判定能力は、自分の反省のうちであらゆる他者の表象様式を(アプリアリに)顧慮する。それは、いわば総体的な人間理性と自分の判断とを照らし合わせるためであり、これによって、容易に客観的とみなされかねない主観的な個人的諸条件に基づいて、判断に不利な影響を及ぼすかもしれない錯覚から免れるためである。」(V293)

アレントは以上のようなカントの「共通感覚」概念のうちに、その政治哲学的意義をきわめて明確に認めた。いまやわたしたちは、カントの判断力理論のなかで「政治的判断力」論の定式化にもっとも関係の深い領域へと踏み込んでいる。アレントはとくに最後の引用箇所⁽¹¹⁾に依拠して、「公共的な感覚」を「共同体の感覚(communitary sense, gemeinschaftlicher Sinn)」と解することで⁽¹²⁾、ここに「政治的判断力」についての理論の基礎づけを求めようとしている。ここにはたしかにある「共同体」の理念が関与してはいるが、しかしこの定義の真意は、すぐあとに続くカント自身の解説を通してのみ十分に理解されうるものであり、それによってカントの全体的な哲学思想と連結されなければ

ならない。ともすればこうした視点がアレントに欠けている点は、当然指摘しておかなければならない。

「ところでこうしたことは、ひとが自分の判断を他者の現実的な判断というよりも、むしろたんに可能的な判断と照らし合わせて、われわれ自身の判定に偶然付随する諸制限をたんに捨象して、あらゆる他者の立場に自分を置き換えることによって起こるのである。このことはまた、ひとが表象状態のうちで実質、すなわち感覚であるものをできるかぎり除去し、もっぱら自分の表象ないし表象状態の形式的特性にのみ注意を払うことによって実現される。」(ibid.)

それゆえ、わたしたちはここで、「あらゆる他者の表象様式を（アプリオリに）考慮する」という「反省の作用（Operation der Reflexion）」(V294)にたいするカントの意味づけを検討しておかなければならない。一般に「反省」とは、事象に向かっている自己の方向を転じ、事象に向かっている自己それ自体を主題化して意識へともたらしことを意味する。カントの言葉を借りれば、「もっぱら自分の表象ないし表象状態の形式的特性にのみ注意を払うこと」である。そのためにはまず、「偶然的な諸制限の捨象」や「感覚であるものの除去」が必要となる。こうした要件が満たされることによって、「あらゆる他者の立場に自分を置き換える」ことが可能となるのである。それは、自己の反省において他者の「可能的」判断と自分の「現実的」判断とを照らし合わせることであり、「現実的」な他者ではなく、可能性としての「あらゆる他者」を判断の基準とすることである。ここで重要なのは、カントにおいて可能性としての「あらゆる他者」とは、「総体的な人間理性」という語が示しているように、理性をもった人間存在の全体を、さらにくわしくいえば、「類」としての人間のひとつの普遍的な共同体を形成しようとするものをあらわしているということである。したがって、個々の判断主体を取り囲む現実の社会や多数の他者は、この理念的な普遍的共同体とともに参加すべき潜在的構成員ではあるとしても、この共同体（あるいは共同性）そのものにとって代わりうるものではない⁽¹²⁾。なぜなら、現実的な他者ではなく、可能性としての「あらゆる他者」を判断基準とすることは、自分自身をも特定の共同体に属する現実的な自己としてではなく、あの理念的共同体・共同性の「可能的」構成員として意識することにほかならないからである。さしあたり以上の点に、「公共的(gemeinschaftlich)」の語をめぐるカントとアレントの意味づけの相違を見てとることができるであろう。

さて、カントは「共通感覚」にかんする議論の脈絡で、「普通の人間悟性の格率(Maximen des gemeinen

Menschenverstandes)」として次の三つを提示している(V294)。

1. 自分自身で考えること。
2. あらゆる他者の立場に立って考えること。
3. つねに自分自身と一致して考えること。

「第一の格率は偏見にとらわれない思考様式の格率、第二の格率は拡張された思考様式の格率、第三の格率は首尾一貫した思考様式の格率である。」(ibid.)「これらのうち第一の格率は悟性の格率であり、第二の格率は判断力の格率であって、第三の格率は理性の格率である、とすることができる。」(V295)ここで、「政治的判断力」がかかわる格率がとくに第二の格率であることは明白であろう。「他の多くのひとがその中にいわば括弧づけられている判断の主観的な個人的条件を乗り越えることができ、普遍的な立場(かれは、他のひとびとの立場へと自分を置き換えることによつてのみこの立場を規定できる)から、自分自身の判断を反省するならば、この思考様式は、拡張された思考様式をもつひとであることを示している。」(ibid.)—こうした内容をもつ「判断力の格率」は、ペイナーによって、「判断作用の活動性を本質的に媒介されたものとして描き出している」⁽¹³⁾と評価される。アレントやペイナーは、この第二の格率のみを美的判断力にかかわるものとして、もっぱらそこに議論を集中させている。とりわけアレントは、この「拡張された思考様式」に「批判的思考の政治的含意」を認め、「公表性(publicity)」「公平性(impartiality)」「普遍的立場(general standpoint)」の視点から言及している⁽¹⁴⁾。しかしながらここでもまた、カントの判断力理論と「政治的判断力」論とのあいだに位相のずれが見いだされるのである。

アレントによれば、「批判的思考の政治的含意」とは、この思考が「伝達可能性(communicability)を意味することにあるが、この「伝達可能性は明らかに、話しかけられうる人々や、傾聴しており、また傾聴されうる人々の共同体(a community of men)を前提している」⁽¹⁵⁾と解釈され、以下のように述べられる。「批判的思考は、すべての他者の立場が検査に対して開かれている場合にのみ、可能である。したがって批判的思考は、他方では依然として孤独な営為でありながら、自分を「すべての他者(all others)」から遮断しはしないのである。」⁽¹⁶⁾アレントの関心の対象は、あくまでも、「現実中存在し、社会のなかで生活している複数の人々」⁽¹⁷⁾なのであって、たとえ彼女が「批判的思考はカントの世界市民(world citizen)の立場を採用している」⁽¹⁸⁾と述べているとしても、この言葉をそのままカント的な意味(Weltbürger)で受け取るわけにはいかない。判断主体が現実の複数の他者を基準とするの

ならば、今度はそれぞれの他者のもつ個人的条件、特定の共同体が有するさまざまな制約に縛られることにもなりうる。それゆえ、少なくともカントにおける「判断力の格率」の意義は、あくまでも自分自身の「首尾一貫した」自律的判断において「普遍的な立場」に立つことであり、その意味で、「第一の格率」と「第三の格率」をつねにともなっていなければならないといえるだろう。

以上、カントの判断力概念および「共通感覚」論の要旨を、アレント、ベイナーの「政治的判断力」論との対比のなかで概観してみた。そのなかでとくに明らかになってきたのは、カントとアレントのあいだにおける「公共的」や「他者」という概念のとらえ方の違いである。次の課題は、前節で予告しておいたように、「政治的判断力」論が主張する判断力の「他者指向性」および「責任性」の面からのカント批判を主題的に考察することである。なぜなら、「政治的判断力」論のカント解釈が純粹に訓詁的なものではないことが明らかである以上、両者の判断力理論に齟齬があったとしても、そのような相互分析について本来何の異議もありえないからである。いみじくもベイナーがハイデガー (Heidegger, M., 1889-1976) の『カントと形而上学の問題』から引用してアレントを評したように、「固有の問題をもつ歴史的文献学の方法にくらべると、思想家間の対話は別の法則によって拘束されている」からである⁽¹⁹⁾。

2. 判断力の「他者指向性 (other-directedness)」—アレントのカント批判—

「趣味という、十八世紀を通じてのお気に入りの話題の背後に、カントは全く新しい人間の能力、すなわち判断力、を発見した。しかし同時に彼は道徳的陳述 (moral propositions) をこの新しい能力の権能から排除した。換言すれば、判断力は今や、美醜を決定する趣味以上のものである。しかし正邪の問題は趣味によっても判断力によっても決定されえず、ただ理性によってのみ決定されるべきものである。」⁽²⁰⁾

このアレントの言葉には、カントにたいする評価と批判とが凝縮されている。アレントは、カントの道徳哲学が思考を支配する「一貫性の規則」と「無矛盾性の公理」に基礎づけられていることを指摘し⁽²¹⁾、次のように批判する。「ここでもまた、思考と行為との双方を規定しているのは、例の同じ普遍的規則—自分自身と (すなわち、自分の自己とではなく、自分の思考する自我と) 矛盾するなかれ—である。」⁽²²⁾判断の他律を排し、意志の自律を強調することは、カントの実践哲学を語るにふさわしいことであるが、しかし、別の観点から見れば、思考の過程から多数の第三者を排除す

ることはかえって現実の世界に共通に適合させる生きた力を喪失させることを意味するかもしれない。カントの哲学体系のなかに政治哲学の可能性を求めるアレントの思索は、こうした認識から出発し、次のような着想をえる。

『「判断力批判」は [カントの] 主要著作の一つにすぎないが、その議論の出発点は世界であり、(複数の) 人々を世界の住人にふさわしくする感覚と能力である。これはまだ政治哲学ではないかもしれないが、政治哲学の不可欠の条件であるのは間違いない。世界 (地球) を共有し互いに堅く結合した人々の間の能力と人々を規制する相互交流との中に、アプリアリな原理が存在する、ということが発見されるならば、人は本質的に政治的存在であることが立証されるだろう。』⁽²³⁾

アレントの考えでは、カントは『判断力批判』の洞察のうちに潜んでいる政治哲学への可能性を完全には展開させることができなかった。したがってアレントは、この可能性を実現しそうな方向へと発展させようと試みるのである。あるいはベイナーもいうように、「カントの現実の政治的著述の重要性を (カントが書かなかつた政治哲学のために) 格下げする点で、アレントはカントが実際に書いた政治哲学の重要性を過小評価したのかもしてない」⁽²⁴⁾。しかし、それでもわたしたちは、アレントのカント批判に教育哲学の観点からの重要な問題提起を読みとることができる。

周知のように、カントは哲学の固有の任務を構成する三つの中心的問い (「私は何を知りうるか」「私は何を為すべきか」「私は何を希望してよいか」) を定式化した (IX25)。こうした問いに、カントはみずからの哲学体系をもって答えようとしたわけであるが、「これらの問いのいずれもが政治的動物 (a political being, zōon politikon) としての人間には関わっていない」とアレントは断じ⁽²⁵⁾、それゆえ、三つの問いをまとめる「最後の問い (人間とは何か) が、カントの諸『批判』の中には現れていない」のだと考える⁽²⁶⁾。ヘルバルト (Herbart, J. F., 1776-1841) の批判に顕著なように、カントの「批判哲学」、とりわけ実践哲学の人間理解は教育の領域にあって有効ではないということが指摘されてきたが⁽²⁷⁾、その理由は、現実の社会に生きる歴史的・経験的人間への視点が議論の中心から排除されている点に存する。こうした難点にたいするアレントの解釈は非常に興味深い。すなわち、こうした根本問題が生じるのは、「私はいかに判断するか (How do I judge?) という問い、この第三『批判』の問いが欠けていることからしても、先の三つの基本的な哲学的問いのいずれもが人間の複数性という条件 (the condition of human plurality) に言及することさえしてい

ない」⁽²⁸⁾からであるという。わたしたちは教育という事象を考察するうえで、当然、その歴史的・経験的地平である「世界を共有する」複数の他者を視野におさめておかなければならないであろう。アレントはこの「人間の複数性という条件」からカント批判に着手し、しかも人間の判断作用の事実によってその自明性を指摘しているのである。

アレントの企図は、人間が本質的に政治的存在者であることを立証するために、「世界を共有する人々の間の能力」と「人々を規制する相互交流」のなかにアプリオリな原理を見いだすことにあった。彼女の分析によれば、判断力（「私はいかに判断するか」）の前提は「人間の複数性」であり、この能力を発揮する条件は「人間の社交性（sociability）」である⁽²⁹⁾。

「判断、とりわけ趣味判断は、常に他者及び他者の趣味について考慮を払い、他者の下しうる判断を考慮に入れる。このことが必要であるのは、私が人間であり、人間の仲間の外で生きることができないからである。私が判断を下すのは、こうした共同体の一員としてであり、超感覚的世界の一員としてではない。」⁽³⁰⁾

カントは『人間の歴史の憶測的起源』（1786）のなかで、「人間の使命の最大の目的としての社交性（Geselligkeit）」（VIII110）について述べているが⁽³¹⁾、アレントは反対に、「社交性は人間の人間性にとって目的ではなく、まさしく起源である」、換言すれば、「人間がただこの世界に属する限り、社交性こそがまさしく人間の本質をなす」と考える⁽³²⁾。こうしたアレントの議論をふまえることによって、前節で見たような、「共通感覚」を「共同体感覚」と解する試みにたいして一定の理解がえられるだろう。人間は判断を下すとき共同体の一員として判断を下している。しかも「超感覚的世界」として考えられた共同体ではなく、「現実に存在し、社会の中で生活している複数の人々」からなる共同体の一員としてである。それゆえアレントは、「判断力の基本的な他者指向性」を裏づける「共通感覚」に、「非客観的感覚の内にある非主観的契機」である「相互主観性（intersubjectivity）」を認める⁽³³⁾。いうまでもなく、カントは「相互主観性」という術語を使用しなかった。カントはそれを「多数主義（Pluralismus）」と呼び、『実用的見地における人間学』のなかでそれを定義して、「全世界が自分自身のうちに含まれていると自認するのではなく、自己をひとりのたんなる世界市民とみなして振る舞うという態度」（VII130）であるとした。「世界市民」という概念をめぐるカントとアレントの齟齬はひとまず措くとして、相互主観的判断は諸主観のあいだで共通に抱かれるものから—カントが「世界」と呼ぶものから—生じる。それゆえ、判断力の使用は

それ自体が社会的関係性を意味するということができるのである。

共通感覚は「世界が共通世界である限りにおいて、我々に世界の本性を明らかにし」、そして、「公共的領域において、すなわち共通世界において我々が自己の位置を知ることが可能にする」⁽³⁴⁾。このような意味での「共通感覚」の擁護が、アレントの思索の一貫したテーマだったのである。「共通感覚」の意義は、世界を他者と世界を共有する点にある。「判断作用とは、この〈他者との世界の共有（the sharing-the-world-with-others）〉がそこで生じるような……一つの重要な活動である。」⁽³⁵⁾

こうした、カントの「共通感覚」論を判断力の「多数性」「相互主観性」の観点から敷衍したアレントの「政治的判断力」論は、とくにカントの実践哲学の内部構造に批判の目を向けさせるきっかけとなった。それを主題的に論じているのがペイナーである。

3. 判断力の「責任性（responsibility）」

—ペイナーのカント批判—

今日の哲学的思考の傾向として、哲学の妥当性の意味や限界を前哲学的状況に求めようとする試みを挙げることができる。その前哲学的状況はこれまで、「世界＝内＝存在（In-der-Welt-Sein）」「生活世界（Lebenswelt）」「日常的経験（ordinary experience）」「言語的地平（linguistic horizon）」などと、実にさまざまな名称と内容で指し示されてきた。アレントが人間存在の本質・条件を「複数性」に認めて、「共同体」「共通世界」を重視したことも、こうした脈絡でとらえることが可能であろう。すなわち、アレントが提起した前哲学的状況とは「他者との世界の共有」にほかならない⁽³⁶⁾。それゆえ、アレントによれば、人間が判断力行使すること、何らかの判断を下すことそれ自体が、「人間の複数性」「人間の社交性」を表現するものにほかならず、判断力は本来的に「他者指向性」によって基礎づけられた、「公共的領域」で働く能力だということになる。

さて、アレントのあとを受け継いだペイナーは、こうした判断力概念を基本的に了解して、「責任性」の観点からさらに踏み込んだ考察を展開している。わたしたちは、カントにおける「成年」やランゲフェルト（Langeveld, M. J., 1905-1989）のいう「おとならしさ」の根本要件が「責任性」であることを確認しておいた⁽³⁷⁾。しかしながら、アレントの『カント政治哲学の講義』では、この問題にかんする論究が見あたらない。それゆえ、これから「責任性」の概念をめぐるペイナーのカント批判を分析するが、そこでペイナーは、カントによる判断力の二分法（規定的判断力と反省的判断力）に対する批判的見直しを提起している。

ペイナーは、『政治的判断力』の「判断力と責任性」

にかんする節の冒頭で、以下のように述べている。

「カントは、判断力を特殊的なものを普遍的なものの下へと包摂する働きとして定義した。しかしもしも問題がここで留まっていたならば、カントは判断力（すなわち「反省的」判断力）の批判を与えるよう駆り立てられることはなかったであろう。事実、判断力の批判またはこの問題に対するなんらかの理論は、そのような包摂が不可避免的に問題を孕むという事実によって必要とされる。それが確実なる判断力であれば、判断力はその理論を必要としないであろう。したがって美的判断力の批判の仕事は、特殊的なものの普遍的なものの下への、蓋然的な（そして必然的に蓋然的な）包摂と折り合おうとする努力を表現する。『第三批判』の事業は、直接的な包摂が不可能であっても、しかしなんらかの包摂は行われようことを説明しようとする試みとして定義づけられる。」⁽³⁸⁾

ベイナーが『判断力批判』を「直接的な包摂は不可能であっても、しかしなんらかの包摂は行われようことを説明しようとする試み」として受けとめるのは、人間の判断能力に政治的（社会的）「責任性」の所在を認めようとするからである。彼の考えによれば、今日の支配的な道徳哲学—功利主義、自然法、カント的定言命法—は、おのおの道徳的生活の手引として規則を探究するが、これらはそれぞれ何らかの仕方ですべての事例をたんに包摂するための規則を提供することによって、かえって判断主体から「責任性」を奪う。こうした洞察は、「判断作用に対する責任性を引き受ける主体の構想」⁽³⁹⁾を要請する。なぜなら、「もしも判断力が包摂の一定式へと還元されうるとすれば、その場合には普遍的準則によって判断主体が責任性を免れる限り、判断力を一つの仕事ないし重荷と見なすことは、もはや意味をもたないであろう」⁽⁴⁰⁾からである。この準則それ自体がすべてを判断するのであるから、主体は先行する判断基準をたんに適用するだけである。こうして特殊を包摂するためにあらかじめ定められた普遍を定めることは、判断力の「責任性」を除去することだ、とベイナーは明言する。人間形成の基本原則は、所与の世界へのたんなる適応（「社会化」）の援助にとどまるものではなく、自己決定を迫る非確定的状況にあって、その状況に主体的に応答（response）してゆく能力（ability）、すなわち責任性（responsibility）を育て上げることでありとされる。こうした「成年」思想は、ベイナーにおいて「判断主体の責任性」の問題へと具体化される。そのさい、「この問題に対してカント自身が道徳的判断力（「反省的」判断力の意味における）の理論をもたなかったことは、注意されねばならない」⁽⁴¹⁾。

カントは別の角度からではあるが、『判断力批判』において判断主体の「責任性」について次のようなことを述べている。たとえば「この花は美しい」と判断する場合、「主体は自分自身だけで判断しなければならない。……したがってその判断は、他者の判断の模倣としてではなく、アプリアリに表明されなければならない」（V282）。この箇所は、ベイナーによれば、自分の特殊な判断を与えられている他者の判断に押しあてたり、客観的に規定されている普遍的規則に包摂することによって、自分の判断の権利が奪われてはならないことを強調したものと解釈される。換言すれば、「包摂が必要であるからといって、個々の主体自身の個人的な判断の自律が侵されてはならない」⁽⁴²⁾ことを示したものだといえる。ここでは、「自律」と「他律」というカント倫理学の二分法的術語を受け入れたうえで判断主体の自律が考えられているように見える。けれども、「判断主体の自律が、道徳的主体の自律とは根本的に異なることは確かである。道徳的主体は、自分自身の理性の規定的命法に忠実でなければならない。むしろ判断主体のこの自律は、政治的主体の自律と類比的である」⁽⁴³⁾。したがって、判断主体の自律の問題は、意志の自律のそれとは違って、他者が存在するなかで、すなわち公共性の空間で現象する問題へと転換されているのである。ここには、アレントが指摘した判断力の本来的な「他者指向性」を、公共的領域における現実的な判断の「自律」と「責任性」の問題へと転換した、ベイナー独自の問題意識が表明されている。こうしてベイナーは、カントの判断力概念を次のように批判するにいたる。

「何よりも、カントの説明には明らかに次の二点が欠けていることが指摘されよう。すなわち、一方では、判断力に含まれる知識の様々な種類についての注意が欠けており、他方では、多少の程度の差はあれ、人々をして判断する資格ある者たらしめるような知的能力の特殊化—例えば、我々が思慮（prudence）の概念を連想するような判断力の全次元—が欠けているということである。我々はカントの判断力についての議論のどこにも、活動する人間のもつ実践的英知の特徴と伝統的にみなされてきた諸性質、すなわち経験・成熟・十分な習慣化といった諸性質への関係を見出すことができない。」⁽⁴⁴⁾

「超越論哲学的教育学」のグループも指摘しているように、カントの説明にあっては、「判断力はどういうにして行為の道徳的に重要な状況を認識するのか、そこではどのような特殊と普遍の関係が生じるのかという問題」⁽⁴⁵⁾がそれ以上明らかにされてはいない。「この問題は、恐らく反省的判断力に関するカントの定義に

こそ根差している」と、ペイナーは考える。すなわち、カントは、「認識的判断力にさえ属する「反省的」要素……を無視しているようにみえる」というのである⁽⁴⁶⁾。

ペイナーの「反省的判断力（むしろ判断一般の反省的次元）」と「責任性」とにかんする主張と、「超越論哲学的教育学」による「実践的判断力（正確には反省的＝実践的判断力）」を教育の領域で主題化しようとする試みは、このような問題意識のなかでカント批判をうながすのであり、問題領域の違いにもかかわらず両者の共通点には大いに注目すべきものがある。それではカントの判断力批判を再構成するための糸口はどこにあるのだろうか。ペイナーは以下のような見通しを立てている。

「到達すべき結論は、カントによって展開された規定的と反省的との区別がさほど重要でないことにあるのではなく、またこの区別が確かに廃棄すべきであることに存するのでもない。むしろ到達すべき結論は、両判断力の境界線が『第一批判』および『第三批判』において主張された場合よりも、はるかに明確さを欠き、またはるかに複雑に入り組んでいることにある。美的（かつ政治的）判断力を含むすべての人間の判断力は、一つの必然的な認識的次元を包含しているのである。」⁽⁴⁷⁾

そこで、わたしたちはペイナーに依拠して次のようにいうことができるであろう。わたしたちは、「判断能力の成熟」という「成年」思想を「実践的な反省関係」における「判断力の任務」、すなわち〈実践的判断力の反省的次元〉にかかわる問題として整理しておいたが、このことは、カントの判断力理論を真っ向から否定するものではない、むしろ、ふたつの判断力の境界線を教育学・人間形成論の観点から融合させる試みである、と。カントにあっては、「実践的判断力」にはそもそも「反省的次元」は存在しないが、これは、カント哲学における認識的なもの（真・善）と非認識的なもの（美）との、過度に厳密な二分法と密接な関係にある。しかし、人間の判断能力には本来複合的な性格が求められることはいままでもないであろう。判断力は、判断作用のために入手しうるものと判断の過程で要求されるものとのあいだにある、何らかの論理的ギャップを架橋する。これは反省的判断力にこそ固有のものである。しかし、「当然のことながら反省的判断作用のこの能力は、美的判断力ないし趣味の領域に限定されず、またこの能力は、カントが規定的判断力（道徳的ないし実践的判断力のような）の分野内に明確に位置づけた、人間の経験の範囲にすら拡張される」⁽⁴⁸⁾のではない。なぜなら、この能力が、「判断主体の負うべき人間の責任性」⁽⁴⁹⁾を担うものと考えられるからである。

4. 今後の課題—結びにかえて—

以上の考察から明らかなように、アレントやペイナーの「政治的判断力」論は「人間の判断力」の解明に大きく寄与しているにもかかわらず、カント研究者からおおよそ次のような消極的評価を受けている⁽⁵⁰⁾。すなわち、この判断力理論は、カント倫理学における「道徳法則」の意義を不当に軽視したために、「実践理性」にたいする理解の不十分さを露呈しているのではないか、という非難である。たしかに、アレントは政治哲学の基礎づけにさいして、「実践理性」と「判断力」との連関を確定する作業を欠落させ、道徳的目的論の重要性を看過したことは事実である。ペイナーの研究もこの難点を免れてはおらず、「実践理性」「実践的判断力」「反省的判断力」の三者の関係にかんする考察を軽視ないし看過する点で、共通の欠陥をもつといえよう。それゆえ、わたしたちのテーマである〈実践的判断力の反省的次元〉の機能を解明するという目標のためには、カントにおける「実践的判断力」の働きをあらためて分析し、それとの関係において「政治的判断力」論の射程も確定していくことが、必須の手続きとなるであろう。

さて、これまで考察してきた「政治的判断力」論のカント批判ないし問題提起を要約しておこう。アレントは、人間が何らかの判断を下すことそれ自身が「複数性＝社交性」という人間の条件を表現するものにほかならず、判断力は本来的に「他者指向性」によって基礎づけられた「他者との共有の世界」で働く能力である、と考えた。一方ペイナーは、判断力の「他者指向性」を「公共的領域」における現実的判断の「自律」と「責任性」問題へと展開する。両者によって導き出される帰結は、カントにおける「規定的」と「反省的」というふたつの判断力の境界線は、はるかに明確さを欠き、はるかに複雑に入り組んでいるのであって、判断力の「反省的」能力は「実践的」ないし「道徳的」判断力の範囲にも拡張されたかたちで再考されなければならないということである。

したがって、わたしたちの今後の考察は次の内容で進められる。まず、カント研究の立場からの「政治的判断力」論批判が要求しているように、カント倫理学の要諦ともいべき「道徳法則」あるいは「定言命法」をとくに他者関係において、いいかえれば、「義務の普遍化」の観点から考察する(1)。「政治的判断力」概念を「実践理性」の場面へ連れ出すことによっていっそう実りある問題の展開が期待されると思われるからである。そのさい、『実践理性批判』において「実践的判断力」が主題的に論じられていることを見落とすわけにはいかない(2)。ところで、そもそもカント自身の思想において「規定的」「反省的」の両判断力を融合させる

フレームワークはえられないものだろうか。そこでわたしたちは、「共通感覚」「拡張された思考様式」に加えて「理性の公的使用 (öffentlicher Gebrauch)」という概念を取りあげる(3)。そして、「判断力と人間形成」という観点から「政治的判断力」論の意義を検討し、最終的なテーマである〈実践的判断力の反省的次元〉の解明をめざしたい(4)。

註および引用文献

※ カントからの引用の頁づけは本文中に示し、通例にならってアカデミー版カント全集にしたがい、ローマ数字で巻数を、算用数字で頁数を提示する。なお、訳出にさいしては、理想社版カント全集、岩波書店版カント全集、および岩波文庫所収のカント著作を参照した。ただし、一部表現をかえた箇所もある。

- (1) たとえば、「あることが規則に該当する場合であるか否かを区別する能力である判断力は、教え込まれるものではなく、むしろただ練習され得るだけである」(VII199)。判断力そのものが学習不可能とされるのは、およそ概念・規則から出発する論証は規則の応用の導き手とはなりえないからである。
- (2) 「教育の最大の問題は、法的強制への服従と自分の自由を用いる能力とを、どのように結合することができるかという問題である。」(IX453)
- (3) ホルノー『教育者の徳について』(玉川大学教育学科編、玉川大学出版部、1982)所収、「カントと教育学」(島田四郎訳)、95-96頁、参照。
- (4) 和辻哲郎『人間の学としての倫理学』(岩波全書、1971)、10-22頁、参照。
- (5) 拙稿「判断力と人間形成に関する覚え書き—カントの判断力理論を端緒とした問題提起—」、愛知教育大学研究報告 第49輯(教育科学)、2000、47-54頁、を参照されたい。
- (6) たとえば、M・カノヴァン、寺島俊穂訳、『ハンナ・アレントの政治思想(新装版)』(未来社、1995)は以下のように述べている。「ハンナ・アレントの著作の中心的な目的のひとつは、……わたしたちが一部だと考えられている自動的な世界である社会から政治、すなわち個々人の公的な行為、相互行為、彼らが成し遂げる出来事に私たちの関心を向け変えることである。……ハンナ・アレントにとって、政治は自由に関する事柄であり、社会主義に対し政治を擁護することは、人間の自由を決定論や卑しむべき運命への従属から守ることなのである。」(14-15頁、傍点：引用者)
- (7) Hannah Arendt, *Lectures on Kant's Political Philosophy*, Edited and with an Interpretative Essay by R. Beiner, Chicago, 1982, pp.131-132. 浜田義文監訳『カント政治哲学の講義』(法政大学出版局、1987)、199頁。
- (8) カントは次のように述べている。「趣味は構想力において外的対象を社会的に判定する能力である。—この場合には、心は想像(したがって感性)の働きにおいて自分の自由を感じる。なぜなら、他の人との社会性は自由を前提とするからである。」(VII241)
- (9) しかしながら、ベイナーの要約には「実践的判断力」について論じられた『実践理性批判』(1788)の「範型論」(V67ff.)は含まれていない。「範型論」の課題は、純粹で普遍的な「道徳法則」を経験世界で可能な個々の特殊の行為へと適用する手続きの解明にある。「政治的判断力」論にとってもこのテーマは見逃すことのできない重要な内容を含んでいるはずなのだが、奇妙なことに、アレントもベイナーもまったく扱っていない。後述するようにカントの内在的解釈の立場からの「政治的判断力」論批判はまさにこの点についている。拙稿では「範型論」における実践的判断力の考察にまで取り組む余裕はないが、他者関係と責任性の観点から判断力の養成・成熟を探ろうとするわたしたちにとって、避けることのできない問題圏であることはいうまでもない。
- (10) カントにおける「共通感覚」の多義性について、水野邦彦『美観の感性と社会的感性』(晃洋書房、1996)は詳細な分析を展開している。要点を確認しておけば、おおよそ以下になるであろう。まず、〈Gemeinsinn〉と〈sensus communis〉と〈gemeiner Verstand〉とをそれぞれ異なるものとして把握することが重要である(93頁)。問題はこの三者がどのような関係にあるのかということだが、まず、〈gemeiner Verstand〉とは、まだ開化されていない悟性、およそ人間の名をもつものの最小限の常識といった意味である。これにたいして、趣味判断の普遍的妥当性を基礎づける「主観的原理」が〈Gemeinsinn〉であり、『判断力批判』の要となっている。そしてこの両者を包括するのが〈sensus communis〉である(90-91頁)。「〈Gemeinsinn〉があくまで趣味判断だけに限られていたのに対して、〈sensus communis〉には〈共同体的判断力〉やく社会的判断力」という意味合いがあり、あるいはそういった判断力を形成してゆく可能性が含まれている。」(95頁)
- (11) Arendt, op.cit., p.71. (109頁) 川崎崎『アレント—公共性の復権—』(講談社、1998)、338-339頁は、「たしかに、カントのこの共通感覚は、必ずしも他者の判断との現実の一致を保証するものではない」のたいして、「アレントの判断力論は、この点に関していささか微妙である」と指摘する。「すなわち、「万人に共通した感覚 (sense common to all)」とアレントが英訳している *gemeinschaftlicher Sinn* を、彼女自身、「共同体的感覚 (community sense)」とあらためて解釈していることにも示されるように、アレントにおいては、共通感覚はより実体的な共同体への準拠のイメージを強く含意しているように思われるからである」。
- (12) 長野順子「美的判断と「自由」の問題—センス・コムニス再考—」、『講座ドイツ観念論』第二巻「カント哲学の現代性」(弘文堂、1990)所収、194頁以下、参照。また、川崎、前掲書は、アレントの判断力論・共通感覚論の理論的・政治的射程を正確に測るうえでの困難さのひとつをこの点に指摘している。すなわち、「共通感覚=共同体的感覚の基盤となるべき「共同体」をどこまで「閉じた」、具体的なものと考えるのか、どこまで「開かれた」、普遍的なものとするのかという問題である。……アレントは、この特殊性と普遍性の対立を必ずしも深刻な問題としては捉えていないふしがある。」(341-342頁)
- (13) Ronald Beiner, *Political Judgment*, London, 1983, p.106. 浜田義文監訳『政治的判断力』(法政大学出版局、1987)、154頁。
- (14) Arendt, op.cit., pp.40-44. (57-62頁)
- (15) id., p.40. (57頁)
- (16) id., p.43. (61頁)
- (17) id., p.13. (13頁)
- (18) id., p.43. (61頁)
- (19) id., pp.142-143. (215頁) Vgl., Martin Heidegger, *Kant und das Problem der Metaphysik*, Bonn, 1929. Vittorio Klostermann, 1991, S.x vii. 木場深定訳『カントと形而上学の問題』(理想社、1967)、13頁、参照。
- (20) id., p.10. (8頁)

- (21) id., p.37. (52頁)
 (22) ibid.
 (23) id., pp.141-142. (213-214頁) cf. Beiner, op.cit., p.15. (21頁)
 (24) id., p.142. (214頁)
 (25) id., p.19. (23頁)
 (26) id., p.20. (24頁)
 (27) ヘルバルト, 高久清吉訳『世界の美的表現—教育の中心任務としての—』(明治図書, 1972), 訳者註106-109頁, 参照。
 (28) Arendt, op.cit., p.20. (24頁) アレントは主著『人間の条件』で, 地球上に生き世界に住むのがひとりの人間ではなく, 複数の人間であるという事実を「複数性」と呼び, 「人間の条件」のひとつに挙げている。この複数性こそが政治や公共性を必要とすれば可能にもするという意味で, アレントの思想にとって, もっとも根源的な概念であるといえよう。cf. Hannah Arendt, *The Human Condition*, Chicago, '1958, '1998, p.7. 志水速雄訳『人間の条件』(ちくま学芸文庫, 1994), 20頁, 参照。
 (29) id., p.14. (15頁)
 (30) id., p.67. (103頁)
 (31) カントは人間に社交性への自然の傾向とともに, 個別化・孤立化の傾向を認めた。個人が名誉欲, 所有欲, 支配欲に駆られて互いにせめぎ合うといった非社交性を, 人類が文化に向かう活力の源泉であるとさえ考えている。カントの考える社交性とは, 根本において「非社会的社交性」である (Vgl., VIII20 ff.)
 (32) Arendt, op.cit., pp.73-74. (113頁)
 (33) id., p.67. (102-103頁)
 (34) id., p.104. (156頁)
 (35) id., pp.104-105. (156-157頁) cf. Beiner, op.cit., p.16. (22頁)
 (36) 知念英行『カントの社会哲学—共通感覚論を中心に—』(未来社, 1988), 97頁, 参照。
 (37) 前掲拙稿, 49-50頁, 参照。
 (38) Beiner., op.cit., p.109. (160頁)
 (39) id., p.111. (163頁)
 (40) ibid.
 (41) id., p.110. (161頁)
 (42) id., p.112. (164頁)
 (43) ibid.
 (44) Arendt, op.cit., p.134. (202頁) ベイナーはカントとアリストテレスをともに包括することで, 「政治的判斷力」に没利害性・公平性のような形式的条件と経験・成熟のような実質的条件を求める。Beiner, op.cit., p.107. (156頁) 「判断力の養成・成熟」というテーマにとって, 判断力の実質的条件の分析が今後不可欠の課題となることは明らかである。なお, 前掲拙稿, 52頁, も参照されたい。
 (45) Jurgen-Eckardt Pleines (Hrsg.), *Kant und Pädagogik -Pädagogik und praktische Philosophie-*, Würzburg 1985, S. 70.
 (46) Beiner, op.cit., p.113. (165頁)
 (47) id., p.114. (166頁) cf. Arendt, op. cit., p.137. (207頁)
 (48) ibid. (167頁)
 (49) ibid.
 (50) たとえば, 長野, 前掲論文, 179-181頁, および, 牧野英二『遠近法主義の哲学—カントの共通感覚論と理性批判の間—』(弘文堂, 1996), 152-152頁, 参照。

(平成12年9月11日受理)